

KAN00010 マダガスカル「防犯の手引き」

防犯の手引き

平成4年10月1日

在マダガスカル日本国大使館

目次

- I. 治安状況
1. 概説
2. 被害状況及び対策
 - (1) 泥棒・空巣
 - (イ) 外部犯
 - (ロ) 内部犯 (現・前使用人)
 - (ハ) 自宅及事務所の選定
 - (2) スリ
 - (3) 強盗・恐喝・殺人
 - (4) 犯罪の程度—他国との比較
3. 市中及び市外の治安危険地域
4. 夜間外出の際の注意事項
- II. 被害に遭った際の措置振り
1. 対処
2. 中央警察署 (Commissariat do)
- III. 一般的防犯対策
- IV. 一般的心得

I. 治安状況

1. 概説

近年、大都市取り分け首都のアンタナナリーボ市においては、強盗、窃盗、障害児検討を中心に犯罪が激増。

その背景には、内政不安による経済の困窮が基本にあり、加えて(1)地方よりの人口流入による人口増加、(2)就職難、(3)モラルの低下乃至は欠如の顕在化があり、他方治安当局による犯罪防止抑止策は財政権のためにその実施が難しく、また人口省が従来より実施してきている農村等における住民の定住化諸施策も、これまでのところ目立った成果を挙げていないという事情がある。

従って、アンタナナリーボ市ではこれらの犯罪が年々増加の一途を辿るものと懸念されている。

2. 被害状況及び対策

(1) 泥棒・空巣

(イ) 外部犯

手口としては、5～6名の徒党を組んで、主として自動車部品、電気製品を狙って、深夜及び不在宅を襲う。ピストルを所持しているケースも稀にある。

対策としては、戸・窓の施錠を厳重にし、外灯をつけ、番犬を飼い、守衛に寝ずの番をさせること。囲壁、生垣を点検し、外から内部が見えることのない、容易に侵入出来ないようにすることが肝要。

(ロ) 内部犯 (現・前使用人)

勤務態度不良の為、止むを得ず使用人(後述注)を解雇の直後、盗難・嫌がらせ等の被害に遭うケースが珍しくはない。

対策としては、雇用試行期間の設定及び勤務態度不良の場合は減給、自宅謹慎、退職金無しの解雇にても止むを得ない等、予め同使用者夫人（乃至同夫）等近親者の納得なくめとし、その旨書面にて確認せしめておき実行する。仮りにこれをムチとするならば、アメとしては、一方で、使用人の良い働き振りに対しては、日頃より暖かく処遇する（殊に金銭面）ことが肝要。

なお、いざという時の為に、使用人の自宅のありか、有様をよく承知しておいた方がよい。電話は、通常保有しないので右による連絡は不可能。

（注）使用人としては、一戸建ての場合、夜警、家政婦、庭師、運転手の他、家族持ちの場合には子守りも必要となる場合がある。

（ハ）自宅及び事務所の選定

当国は治安状態が良くないので、自宅及び事務所（邦人は夫々通常一戸建て）を借りる場合には、市中心から余り遠くなく外国人居住区で、邦人同志の連絡が比較的保たれる家屋を見つけるよう留意すべきである。

物件を検分の際、セキュリティ面については、囲壁・生垣・柵の強化状況（敷地内、殊に家屋の様子が外から直接見えないようよくふさがれていることが肝要）、窓の鉄柵及び鉄のシャッターの有無、扉強化の必要性の有無の確認が必要。

（2）スリ

スリは、アンタナナリグ市、目抜き通りのZOMA（金曜市）の雑踏にまぎれ行われる。手口はバックをカミソリで切り中身を奪う。

青空市場ではひったくりが多い。特に婦人の装身具（ネックレス、イヤリング、腕時計）が狙われるので、外出の際は必ずこれらの物品を外しておくこと。

（3）強盗、恐喝、殺人

邦人を特定した殺人は、考えにくい。但し、邦人を邦人とよく識別出来ないような場合（例えば中国人やベトナム人等）は何とも云えない。

恐喝は物盗りが目的であるので、抵抗せず、すべて呉れてやる覚悟が必要。

一般的に、まわりの現地人は冷淡で救助しない。家宅侵入の場合も同様であるが、第1に身の安全を確保すること。一旦侵入されたら他に対策はない。

（4）犯罪の程度—他国との比較

（イ）当国では、中南米かアフリカ某国で実際あったような、腕時計や指輪の類が欲しいがために信号待ちの車の窓外に出された腕・手首からのひったくりはあるが、手首を切り落とすような凄惨な出来事は耳にしない。

（ロ）又、東アフリカ某国でこれも実際にあったような、金品強盗目的で走行中の車の直前に木材等障害物を急に投げ出し、急停車させ問答無用で殺人に及ぶような悲惨な出来事も耳にしない。

（ハ）なお、夕刻遠出した郊外からの車（隊列を組んでいなかった）での帰途、軍人か何かと自称する（しかし、IDカードの提示なく、胸のそれらしいマークを示すのみ）複数の人達が道路上に立ちはだかり、無理矢理車を停車させ、ヒッチハイクを強要されそうになったケースがあるが、時間・場所（幹線道路、あるいは、田か畑のみ）、人数、風体よりして、仮に乗車させていたらあるいは可成り危険な事態になっていたであろうと思われるが、右は予想がつかない。

（ニ）当国人は、酒（当地の地酒は強い）を飲むと始末が悪くなる輩がいるので要注意。

3. 市内及び市外の治安危険地域

独立通り（国鉄アンタナナリグ駅前より発する）、青空市場近くのランペール階段、67ヘクタール地区（市内よりIVATO国際空港に向かう途中にある、我が国で云えば、ドヤ、スラム街たる“山谷”に似た観の地区）。

因みに、同地区では、不満分子や人の動員が比較的容易な為か、反政府集会をやるには格好な場所ともなっている。

4. 夜間外出の際の注意事項

(1) 必ず車を利用し、1人での外出は避けること。駐車場所も限定される。野犬が多いので徒歩での外出は危険である。

(2) なお、当国では、首都でさえ街灯は真に乏しく、日が暮れると市内でも大変暗く、一步市外（例えば市内中心部より徒歩で1時間程）へ出ようものなら殆んど真暗に等しいことが当たり前となっているので、ただでさえ茶褐色ないしチョコレート色（アフリカ系）の当国人の顔が更に見えにくくなり、一抹の不安を禁じ得ない。

(3) 因みに、当国人でさえ、夜暗くなってからの一人歩きは怖がっている程である。理由は当国唯一の公共輸送手段であるバスの最終が夜8時となっており、それを逃すとただでさえ昼間でも一般の当国人にとり高い料金が夜になると更に高くなるタクシーを利用せざるを得なくなるか、さもなければ、やむを得ず徒歩によるしかないが、これとて夜道の1人歩きは危険なので、どうしても衆を頼み勝ちになり、例えば、多くて5～6人が群がって夜道を歩くようなことになる趣である。

II. 被害に遭った際の措置振り

1. 対処

先ず市内の中央警察署（下記2.）に連絡することになるが、実際には警察には、出動する為の車も無く、報酬に基き行動する等頼りにならないので、大家等信頼に足る当国人の協力を求め連絡を行う。従って日頃から大家の他、使用人等いざとなったら助を期待出来る当国人の良き知り合いを極く身近に育てておくことが肝要。

なお、盗難の場合には官憲より盗まれた所持品についての自己申告に基づく調書（盗難調書）を必ず作成して貰う事（右調書は後日役立つ。）

2. 中央警察署 (Commissariat de la Police Centrale)

(1) 連絡先：Tel 2 2 8 - 6 8 但し、我が国の110番に当たる警察呼出しは、Tel 1 7 番。

(2) 体制：24時間勤務

III. 一般的防犯対策

上記Iの犯罪は、手口・場所が殆んど類似したものとなるので、事例に遭ったり耳にした場合は、邦人間、現地人間との間で情報交換を密にし、事後の予防対策を怠らないことが肝要。

IV. 一般的必得

現地社会との融和が外国人の安全確保を図る上で大変重要であることを強く認識すること。

一見アジアの側面は見せても、結局文化的背景等の違いはあり、とかく現地社会に対する批判、不満が生じ勝ちであるが、右傾向を助長しないよう良く注意することが肝要。

マラウイ【安全の基礎】
マラウイ共和国
Republic of Malawi

出入国時の留意事項

●査証

在日マラウイ大使館などで取得する必要がある。

●外貨申告

入国時に外貨申告をする必要はないが、出国時に現地通貨を再び外貨に交換することは、ほとんど不可能であり、入国時の両替は計画的にすることが必要である。なお、出国の際の空港使用料は20米ドルでキャッシュで払う必要がある。

●通関

通関手続は厳しく、公用旅券所持者でも、ほとんどの場合スーツケース等荷物は必ず開けて調べられる。きれいな包装で贈物と判断されると、中身をチェックされ課税されることがある。わいせつな写真・雑誌およびマラウイ政府・大使館批判記事が掲載されている雑誌類の持ち込みは禁止されている。

滞在時の留意事項

●滞在届

3カ月以上滞在する場合は、入国管理事務所に申請して、許可を得なければならない。

●写真撮影の制限

軍事施設、大統領官邸、空港および橋等は撮影できない。なお、政府関係の建物は許可を受ければ撮影可能。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

所持しているだけで処罰される。

●治安維持

従来、現政府や大統領を批判することは好ましくなかったが、マラウイも現在民主化への移行過程であり、かなり自由に発言できるようになった。銃・剣類の所持には許可が必要である。

●その他特殊取締

シートベルトの着用が義務づけられている。左側通行。日本の運転免許証は、2～3カ月程度の手続き期間で現地の免許証に書き換えが可能である。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

男性の長髪（耳とえりが見えない程度）やベルボトムズズボンおよび女性のパンタロン、膝にかからない短いスカートおよびタイトスカートは禁止されている。ただし、スポーツ施設内、リゾート地域内、登山中および小学生等の女子児童は差し支えない。入国時に上記の服装をしていると、入国を拒否されることがある。正装は背広、ネクタイ。アフリカ特有のサファリ・ジャケットは正装とはみなされない。

安全のためのひとくちアドバイス

マラウイは近隣諸国に比較すると治安は良好といえるが、最近は悪化の傾向にあり、特

に窃盗事件が増加している。夜間の外出や現金の管理は十分な注意が必要。

健康上の留意事項

マラリアは全土に流行レクロキン耐性があるので、予防薬を飲むときには専門医に相談する必要がある。

時々コレラが発生し、肝炎の流行も見られるので、生水、生野菜等の飲食は避けるべきである。ただし、リロングウェ、ブランタイヤにおいては水道水を飲用しても特に問題はないといわれているが、煮沸したほうが安全である。

医療設備が乏しく、医薬品も不足しているので、重病や手術をとまなう大きな怪我の場合はヨーロッパ、南アフリカまたは日本に移送する。

緊急時の連絡先

(非常用) Tel.199 (警察, 消防, 救急サービス共通)

緊急時の言葉

(英語)

「泥棒」=シーフ

「助けて」=ヘルプ

「警察」=ポリス

「救急車」=アンビュランス

「パトカー」=ポリス・カー

「警察を呼んでくれ」=コール・ポリス

公用語はチェワ語と英語。

在外公館アドレス

●兼轄公館

在ザンビア大使館

マリ【安全の基礎】

マリ共和国

Republic of Mari

(注) 1994年1月15日現在、マリの北部地域には観光旅行自粛勧告が発出されている。

出入国時の留意事項

●査証

一般入国査証が必要。在日マリ名誉総領事館、在仏マリ大使館などで取得できる。通常第1回限り、3カ月滞在可能な査証が発給される。

日本人に対する査証免除はない。

滞在延長手続は、内務省国家安全局へ申請する(手続きに約1週間を要する)。

●外貨申告

最近、持ち込み・持ち出し規則が厳格に適用されるようになり、出国時の持ち出し額も厳しくチェックされるようになっている。なお、マリの通貨であるCFAフランは、CFAフラン圏外への持ち出し、CFAフラン圏外での再両替は不可能。

●出入国審査

空港での入国に関しては、検閲(黄熱病)、入国審査の順で行われ、有効な査証、帰路の航空券の提示を求められる(EDカードが必要)。

空港での出国に際しては、出国審査、旅券、EDカードの提出のほか、空港税(3000CFAフラン)を徴収される。

入・出国時とも滞在先の住所を聞かれるので、はっきりと覚えておく必要がある。航空機到着後、手続きを終えるまで通常、1時間以上かかる。

なお、列車で陸路をセネガルから入国する際は、カイ市で列車が長時間停車(約1時間)するので、この間下車し、同駅前にある警察署で入国審査を受けることができる。

●通関

入国時は通常、荷物を開けるよう求められ、申告の有無を尋ねられる。多量の電気製品や機械類は一度税関に預け、税関局長に対し申し込み手続きを行うことになるので、パッキング・リスト(価格明記のもの)を必ず持参する必要がある。

滞在時の留意事項

●滞在届

バマコを除く各州を移動する際には、州都にある警察に届出義務がある。警察官等から身分証明書の提示を求められることがあるので、身分証明書等を常に携帯すること。

●旅行制限

制限はない。

●写真撮影の制限

制限はない。ただし、軍事施設を除く。女性等を撮影する際や祭りの儀式等を撮影する際は、了解を得て行うこと。モスクも同じ。なお、撮影中、現地の人から金銭の要求等が多々あるので、要注意。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

持ち込みおよび所持とも重犯罪として処罰される。裁判手続も数カ月から数年を要するので、その間未決囚として服役することになる。絶対に持ち込み・所持することのないように。

●不法就労

労働許可を得るのは、失業率が高いこともあり、きわめて困難。

●その他特殊取締

複数政党制であり、野党側から多くの反政府系新聞・機関誌等が発行されており、言論は自由（与党はマリ民主化同盟）。憲兵隊による不法在留者、身元不明者の一斉検挙を不定期に実施しており、身分証明書を所持していないと検挙されるおそれがある。必ず身分証明書を携行すること。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

国民の約80%がイスラム教徒であり、酒類や豚肉は食さない習慣がある。イスラム教の寺院であるモスクには異教徒は基本的には入れない。

安全のためのひとくちアドバイス

最近、ひったくり等外国人を対象とした犯罪が増加しているので、市内では多額の現金を持ち歩かないこと（旅行中はトラベラーズ・チェック、クレジット・カードとすること）。自分の身体・財産は自ら守る心構えが必要。ホテルのセイフティ・デポジットもあてにならない。

夜間の外出はできるだけ避け、短距離の移動・買物も必ず自動車を利用し、ドアの施錠はもちろん、車内には絶対貴重品を置いて車を離れないこと。走行中も施錠をし、窓は閉じておくこと。

なお、1991年9月20日以降トアレグ族の襲撃事件に伴い、マリ北部地域への渡航自粛勧告が発出されていたが、1993年8月31日付で観光旅行自粛勧告（モプチ、ガオ、トンブクトウの各市街地域への観光旅行の自粛）に変更された。渡航に際しては、同国の治安情勢に十分注意すること。

健康上の留意事項

気温差が1日に十数度もあり、風邪をひきやすい。また、熱帯性気候のため疲労が蓄積されやすいので、十分に栄養を接種し体力保持に努めることが肝要である。

マリに見られる疾病には、主にマラリア、結核、皮膚病、眼病、アメーバ赤痢およびポリオ等がある。入国前に黄熱病のほかに、コレラ、肝炎、ポリオ、破傷風等の予防接種を受けておいたほうが賢明である。

雨期（6～10月）は湿度が高く（90%）、蚊も多いため、皮膚病にかからないよう体を清潔にすること。防蚊対策、さらに抗マラリア剤の服用が必要である。乾期（11～5月）はサハラ砂漠からの砂嵐に見舞われ、眼やのどをいためやすい。

水道水は十分殺菌・消毒が行われていないため、そのままでは飲用に適さず、ろ過後煮沸して飲用するか、ミネラル・ウォーターを購入する。特に雨期には生水・生ものを取らないよう心がける必要がある。

緊急時の連絡先

（警察） Tel.17

（火事） Tel.18

（病院・医療相談）

GABRIEL TORE Tel.22, 27, 12

KATI Tel.27, 20, 88

POINT Tel.22, 50, 02

緊急時の言葉

「泥棒」=オー・ポルーール

「助けて」 = オ・スクール
「警察」 = ポリス
「救急車」 = アンピュランス

在外公館アドレス
●兼轄公館
在セネガル大使館

KAN00010 南アフリカ【安全の基礎】

南アフリカ共和国

Republic of South Africa

〈注〉 1994年1月15日現在、南アフリカのトランスカイ地域には、観光旅行自粛勧告が発出されている。

出入国時の留意事項

●査証

最寄りの南アフリカ総領事館または大使館で申請が可能であるが、手続きに要する期間は査証の種類により異なる。1993年8月から南アフリカ政府の一時的措置として、日本旅券所持者に対しては、3カ月を超えない観光、商用、家族訪問の目的の入国に限り、入国査証の取得が不要となった。ただし、上記以外の目的では査証取得が必要であるので、不明の場合には事前に最寄りの南アフリカ大使館などに照会することが望ましい。

●出入国審査

上記の商用、観光以外の目的で入国した者については、再入国の意図をもって出国する場合は、再入国許可証を内務省から取得しておく必要がある。

●外貨申告

外貨の持ち込み制限はない。出国の際、現金の場合は南アフリカ通貨は、200ランドまでしか持ち出しが認められていない。現金以外については、特に規制はない。

●通関

ヨハネスブルグの国際空港では、日本と同様に通関の際申告すべき人は赤ランプ、申告の必要のない人は青ランプの通路を通る。無税通関の範囲は、身の回り品、運動用具、および総額で500ランドを超えない贈答品のほか、アルコール類は1リットル、煙草（紙巻）は400本、香水は50ミリリットルまでとなっている。そのほか麻薬、拳銃、ポルノ等の持ち込みは禁止されている。

滞在時の留意事項

●旅行制限

黒人居住区（タウンシップ）では、暴動や黒人間の暴力事件もこれまで多発しており、当局は治安対策上、時々立ち入り禁止措置をとっており、特にヨハネスブルグ近郊等の黒人居住区へは立ち入らないよう勧告を発している。したがって、黒人居住区への立ち入りは避けることが望ましい。また、治安が悪化しているトランスカイ地方への旅行も避けることが望ましい。

●写真撮影の制限

軍事、警察関係施設、原子力発電所、原子力研究施設等の撮影は禁止されている。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬は輸入禁制品となっているほか、国内での売買・使用に対しても厳罰が科せられている。

●不法就労

就労目的以外の査証で入国した人が就職することは、認められていない。また入国後、就労許可を取得することは非常に難しく、不法就労者は国外退去の対象になる。

●治安維持

1994年4月に予定されている制憲議会選挙に向けて、黒人間抗争が激化していることへの対処との観点から、特に黒人居住区における各種の治安維持措置は現在でも依然厳しい。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

南アフリカには、白人、黒人、カラード（混血）、アジア人（主としてインド人）と種々の人種が、アパルトヘイト（社会生活のあらゆる分野における人種差別を法制度化したもの）の下で居住していたが、1991年6月にアパルトヘイトの根幹をなしていた法律が撤廃された。ただし、日本人が保守的な田舎を旅行する際には、非白人ということで不愉快な目にあうことがまったくないとはいえない。

安全のためのひとくちアドバイス

黒人居住区を中心に暴動等が頻繁に発生しているほか、白人極右・黒人過激派による無差別爆弾テロ事件も発生するなど治安状況は良くない（1993年4～8月までに政治的暴力および一般犯罪による死者数は分かっているだけで、4月229名、5月326名、6月301名、7月623名、8月389名）。

また、窃盗等の一般犯罪も年々増加しており、夜間はもちろんのこと、ヨハネスブルグやケープタウンのダウンタウンでは昼間でも、日本人旅行者が街でひったくり、強奪等の被害にあうケースが増加しているのので、昼夜を問わずできるだけ1人で外出することを控えるなど、注意を払う必要がある。在留日本人や日本人旅行者に対する窃盗、強盗事件は、1993年1～9月までの間で総領事館に届出があったものだけで22件に達している。

健康上の留意事項

プレトリアは海拔1400メートル、ヨハネスブルグは1800メートルと高地にあり、また空気が非常に乾燥しているのので、人によっては到着後は息苦しく感じたり、頭痛などの異常を感じる場合がある。一般に熟睡しにくく、疲れやすい。他方、生水がそのまま飲み、衛生状態もよいので風土病や伝染病にかかる危険性は、辺境地域を除ききわめて少ない。

医療環境については、その制度および水準が先進国並みで、医師の質や病院設備はまったく問題ない。

緊急時の連絡先

●ヨハネスブルグ

（病院）

Johannesburg General Hospital Tel.488-4911

（警察） Tel.10111

（救急車） Tel.642-7259

●プレトリア

（病院）

H.F.Verwoerd Hospital Tel.329-1111

（警察） Tel.10111

（救急車） Tel.326-111

●ケープタウン

（病院）

Somerset Hospital Tel.402-6911

（警察） Tel.10111

（救急車） Tel.10-117

●ダーバン

(031)

〈病院〉

Addington Hospital Tel.32-2111

〈警察〉 Tel.10111

〈救急車〉 Tel.10177

緊急時の言葉

(英語)

「泥棒」 = ストップ・シーフ

「助けて」 = ヘルプ

「警察」 = ポリス

「救急車」 = アンビュランス

「事故」 = アクシデント

「病院」 = ホスピタル

緊急時に必要な言葉は、英語で通用する。

在外公館アドレス

●大使館

在南アフリカ大使館

Embassy of Japan, 2nd Floor, Sanlam Building Hatfield, 353 Arcadia Street (corner of Festival and Arcadia Streets), Hatfield, Pretoria 0083, Republic of South Africa (P.O.Box 11434, Brooklyn 0011, Pretoria)

Tel.342-2100~4

●総領事館

在プレトリア総領事館

Consulate-General of Japan

住所は大使館と同じ

●駐在官事務所

在ケープタウン駐在官事務所

Office of Consul of Japan, 654 Main Tower, Standard Bank Centre, Heerengracht, Cape Town, 8001, Republic of South Africa

Tel.25-1695~6

KAN00010 南アフリカ「防犯の手引き」1
南アフリカ共和国

防犯の手引き
—改訂版—

平成4年10月1日
在プレトリア日本国総領事館

目次

1. はじめに
2. 要旨
3. 注意すべき犯罪
(1) 邦人が被害にあった主な犯罪
4. 犯罪を防ぐための注意事項
(1) 犯罪の特徴
(2) 一般的留意事項
5. 犯罪の種類とその対策
(1) 窃盗、追い剥ぎ、かっぱらい対策
(2) 家宅侵入、空き巣対策
(3) 自動車泥棒対策及び運転上の注意
(4) 婦女暴行対策
6. 緊急時の連絡先
(1) ヨハネスブルグ
(2) プレトリア
(3) ケープタウン
(4) ダーバン

1. はじめに

南アフリカ(南ア)ではアパルトヘイト(人種隔離)体制の撤廃へ向けて複数政党間の話し合い及び国内改革が進められておりますが、かかる改革は未だ途上にあり、国内状況が全体的に不安定な状態にあること、差別されている非白人の間に恒常的な体制への不満が存在すること、また、経済成長の鈍化に伴い、特に非白人の失業者が増加しつつあることも相俟って、国内での犯罪は増加傾向にあり邦人が犯罪に巻き込まれる例も増えつつあります。その詳細は次のとおりですので、当国を来訪される方は、十分にご注意下さい。

2. 要旨

- (1) 当国では、主として窃盗、強盗事件が頻発していますので、貴重品や現金の取扱いには十分注意して下さい。
- (2) 被害を防ぐためには、日常生活においてスキをつくらないことが大切です。
- (3) 窃盗、追い剥ぎ、かっぱらいはちょっとした工夫で防げます。
- (4) 家宅侵入、空き巣についてはフェンス、番犬、鍵などそれなりの対策が望まれます。
- (5) 自動車泥棒には、まず保険に加入しておくことが重要です。
- (6) 婦女暴行防止は、行動、服装等本人の自覚が大切です。
- (7) 万が一、強盗等に襲われた場合には、いたずらに抵抗することなく要求に応じた方が賢明です。
- (8) 被害にあわれた後には、必ず警察に届け出るようにして下さい。また、総領事館や日本人会へも御一報下さい。

3. 注意すべき犯罪

(1) 邦人が被害にあった主な犯罪

(イ) 強盗、ひったくり

ヨハネスブルグ、ケープタウンの中心街において、邦人（駐在員、旅行者、出張者）が複数組によりナイフを突き付けられ身に付けているもの全て奪われるという事態が、白昼にも拘らず起きております。また、ひったくられたりして金品を強奪される事件が頻発したことがあります。一時は、こうした犯罪は少なくなりましたが、最近また増加傾向にあり、人通りの少ない通りは避けた方が賢明でしょう。

また、ピストル、ナイフ等を持った犯人に自宅を襲われた凶悪な例もあります。

(ロ) 自動車荒し

駐車中の自動車のガラスが割られラジオ、カセット等が盗まれたり、ガソリンが抜き取られたり、あるいは自動車そのものを盗まれる被害が頻発しています。

(ハ) 空き巣、泥棒

土・日の休日に空き巣が入り、事務所の備品をすべて持っていかれたり、空き巣がビデオ・テレビ等高価な電気製品を盗んだり、家人に発見された犯人が居直り強盗をするケースが増えています。また、ちょっとした隙に置引の被害に遭った人もいます。

(ニ) その他

メイドの休暇中、「お宅のメイドが逮捕されたが、100ランド渡せば俺が助けてきてやる」などと騙すケースもあります。

4. 被害を防ぐための注意事項

(1) 犯罪の特徴

犯罪は一般的に模倣性や波及性のあるものが多いと言われています。これは、犯人が常習的に同一手口の犯罪を繰り返すことや、他の犯罪性のある人間に犯罪のヒントを与える結果になるため等と説明されています。具体的には、同一手口の犯罪が時期的に場所的に頻繁に発生するという事です。したがってこの種の犯罪の発生を認知したときは、「次また起こる」という前提で十分に注意することが大切です。

(2) 一般的留意事項

犯罪によっては、プロの手による不可抗力的なものもありますが、当地での被害のほとんどは、不注意や防犯上の欠陥をつかれたものでした。このことは、平素からちょっとした防犯意識を持つことで犯罪を未然に防ぐことができる場合が多いことを意味しています。

(1) 自己の物件には、常に監視の目を光らせる。

(2) 犯罪を誘発するような行動、態度はとらない。

(危険と言われている場所には行かないこと、荷物から目を離さない、派手な服装をしない等油断しないこと)

(3) 自動車、家屋等に対しては、必要な防衛措置を講じておくこと。

等は、最小限必要なことです。

5. 犯罪類型とその対策

(1) 窃盗、追い剥ぎ、かっぱらい対策

(イ) 貴重品や多額の現金はなるべく所持しないこと（当地では、クレジット・カードが広範囲で使えます）。また、所持するにしても一ヶ所にまとめず数ヶ所に分けそれぞれ厳重に保管しておくこと。特に女性の場合は、ハンドバック類は必ず肩ひもに腕を通すこと。

(ロ) 人通りの少ない場所や暗がりには近づかないこと。また、人里離れた場所へのドライブは集団で行うこと。

(ハ) 夜間自動車を運転中、特に横断歩道や交差点での一時停止の際には、周囲に不審な人物がいないか十分注意すること。また、乗車中はなるべく窓ガラスを閉じ、ドアは必ずロックすること。

(ニ) 夜間帰宅時、自宅のゲートを開けるために降車する際は予め周囲を念入りにチェックし、不審な人物がいないことを確認すること。

(ホ) ナイフ等を突き付けられたら、これに抵抗せず、犯人の要求に従うこととし、手持ちの現金、時計、貴金属等を渡すなりして、その場の危険を逃れること。

(ヘ) 旅行者、出張者への注意として

ホテルでの盗難に気を付けること。特にパスポート、カメラ、現金等は必ず鍵のかかる所に保管するか金庫 (SAFETY BOX) に預ける。

外出する際、カギはフロントデスクの上に置いたままにせず、係員に渡すか、カギ箱に入れて外出すること。

ヒッチ・ハイクによる旅行は一般的に危険であると認識すること。

(ト) 南アでは、午後6時になるとほとんどの商店は閉まり、急に人通りが少なくなります。午後6時以降の外出には、特に御注意下さい。中心街の地下街でも死角に入るところでナイフ等による強盗事件も発生しています。

(2) 家宅侵入、空き巣

この犯罪は最も発生する率が高く、すでに在留邦人もかなりの人が被害に遭っています。住宅地域によって安全度は異なりますが、高級住宅街だからといって安心は出来ません。

(イ) 出来るかぎりフェンスのある家に入居し、ゲートのカギ等を強化し、車や家具等の搬出を困難にする。

(ロ) 外燈はできる限り明るくし、視界をさえぎる樹木等は搬去するなどして家自体の見通しをよくしておく。

(ハ) 訓練された複数の大型犬を飼う。(ほとんどの独立家屋は犬を飼っており、最も有効な自衛手段の一つといえます。なお、犬が犯罪者にあらかじめ餌づけされたり、毒いりの肉を与えられる場合もありますので、犬の食事は使用人まかせにせず、飼主自身の手で行うべきです。)

(ニ) 警報装置及び緊急通報装置を設置すること (信用できる警備会社と契約すること)。

(ホ) 入口ドアの強化、カギの増設 (カギは時々交換する) の他、主寝室等を避難所にできる態勢 (セキュリティー・ドア、警報装置、ウォークー・トーキーの備え付け等) にしておく。

(ヘ) 家を長期 (時) 間留守にしないこと。留守にする場合は、極力知人等に入居してもらう。

また、定期的かつ頻繁な外出はなるべく控える。

常に犯罪者に監視されている可能性を考えて行動する。

夜間外出の際は、家の内外の燈火あるいはラジオ・テレビ等をつけっぱなしにして在宅のように見せておくことも有効。

隣家と日頃から懇意にしておくこと、いざというとき助かります。

(ト) 使用人には必要以外の行動を知らせない。(使用人が信用がおけても、外出して留守であることが他人にもれるおそれがあります。)

また、使用人の友人・知人等安易に家に入れないこと。使用人には、日頃から警戒するよう教育しておくこと。

(チ) 在宅時に侵入された場合は、ただちに最も安全な場所 (主寝室等) に避難し、警察、警備会社、知人、隣人等に助けを求める。(電話線を切断してから侵入することもあるので、ウォークー・トーキーを備えて連絡できるようにしておけば、より確実。)

助けが来るまで出来るかぎり犯人の要求に対し抵抗しない。

(リ) 貴重品には出来るかぎり保険をかける。

(ヌ) 家屋内の目につき易い場所に一定額の現金を用意しておいて、それを持ち去ることにより目的を遂げさせるのも一方法。

(3) 自動車泥棒対策及び運転上の注意

ヨハネスブルグの中心では、自動車泥棒事件が特に多く発生しています。最近、プロ

フェッショナルな者がおり、ほんの数分間で犯行が行われていますので嚴重な注意が必要です。

(イ) 自動車購入と同時に保険に加入する。

(ロ) 盗難予防装置 (アラーム、イモビライザー等) ないしハンドル固定器具を使用。

(ハ) 人目に付かない暗い場所に駐車しない。また、人目につきやすい場所でもなるべく長時間同じ場所に駐車しない。(可能な限り見張りのいるホテル、スーパー、クラブ等の専用駐車場にいれる。)

家の前でも、路上でなく屋敷内 (出来れば堀の内側) に入れること。

(ニ) 短時間の駐車といえども、ドアのロックを必ずする。

(ホ) 駐車中の車の中に荷物を放置しない。(犯罪人が中の物を盗る誘惑を起こすこととなります。)

(ヘ) 万一車が盗まれたらただちに車の番号、型、盗難の場所等を警察に知らせる。(車の盗難は、比較的警察が捜査しやすく、犯人は見つからなくとも車だけは発見しうるケースが多い。)

(ト) 夜間運転する際は、禁止区域はもちろん危険とされている区域に入らないこと。

(4) 婦女暴行対策

娯楽が少なく失業者も街にあふれており、特に若年層のフラストレーションが高まっていることから、この種の犯罪は最近とみに増加しています。例えば市内の住宅地、さらには繁華街のスーパーの裏口で外国人女性が襲われたり、ヨハネスブルグ郊外のピクニック場等でも悲劇が起こっていますのでくれぐれも御用心を。

(イ) 昼間といえども人通りの少ない場所での独り歩きはしない。

(ロ) 現地人男性がたむろしているような場所には近づかない。

(ハ) 露出部分の多い刺激的服装での外出は控える。

(ニ) 山や海へのドライブは必ず男性同伴かつ複数で行う。(もちろん場所と時刻を十分吟味することも必要です。)

(ホ) 見知らぬ来訪者を絶対家にいれない。(職を捜しに来たり、道を尋ねてきたりしたときの対応は家の中から行き、決してドアを開けたりしない。) また修理人が派遣されてきた場合には、家にいれる前に、派遣元に電話して確認する。

6. 緊急時の連絡先

(1) ヨハネスブルグ (市街局番 011)

(イ) 警察 (パトロール) 10111

(ロ) 救急車 999

Johannesburg 642-7259

Bedfordview 455-1111

Randburg 789-1111

Sandton 883-2800

(ハ) 病院

Johannesburg 488-4911

Edenvale 882-2400

South Rand 435-0022

Sandton 706-7000

J.G.Strydom 726-5128

Hillbrow 720-1121

Baragwanath 933-1100

(ニ) 消防署 998

Johannesburg 331-2222

Bedfordview 455-1111

Randburg 789-1111

Sandton 883-2800

(ホ) 警察署		
	Brixton	837-2616
	John Vorster Square	834-2222
		838-8363
	Randburg	787-2608
	Hillbrow	642-5151
	Parkview	646-8889
	Linden	888-1690
	Norwood	728-6903
		728-3800
(2) プレトリア (012)		
(イ) 警察 (パトロール)		10111
(ロ) 救急車		999
	Ambulance(Public)	326-0111
		326-0111
	De Vries Ambulance Service(Private) (Emergency)	323-0323 323-0326
(ハ) 病院		
	H.F.Verwoerd Hospital	329-1111
(ニ) 医師		
	Dr.E.Lingenfelder(Office) (Home)	342-3418 43-5844
(ホ) 消防署		323-2781
(ヘ) 警察署		
	Brooklyn Police Station	43-2711
(3) ケープタウン (021)		
(イ) 警察 (パトロール)	Maitlant Station	10111
(ロ) 救急車		999
	Ambulance(Public)	511-5151
		685-3931
(ハ) 病院		
	Somerset Hospital	21-3311
(ニ) 消防署		461-4141
(ホ) 警察署		
	Seapoint Police Station	434-8286
	Caledon Square Police Station	641-4141
(4) ダーバン (031)		
(イ) 警察 (パトロール)		10111
(ロ) 救急車		999
		48-5252
		48-4342
(ハ) 病院		
	Addinqton Hospital, Marine Parade	32-2111
(ニ) 消防署		309-3333
(ホ) 警察署		
	CR Swart Square	360-4111

KAN00010 南アフリカ「防犯の手引き」2
在留邦人安全対策マニュアル

防犯・緊急事態対処

1993.7

在南アフリカ共和国

日本国大使館
日本人会安全対策委員会

序

ご承知の通り、当国南アでは、長期的経済不況に伴う高失業率の結果、近年強盗殺人、窃盗等一般犯罪が頻発してきており、南ア全体が犯罪の温床とも言うべき状況になってきています。これに加えて、民主的政治体制への移行の過程にある南ア政情が極めて流動的であることを背景に、左派急進過激派ないし右派保守過激派による政治的暴力事件が多発しています。本年に入ってから日本人学校教師の殺人事件、同校スクールバス盗難事件、更には、クリス・ハニ暗殺事件、白人農民殺害事件（今年に入ってから約 190件）はその一例で、これ以外にも在留邦人、邦人旅行者で種々の被害にあった例があります。

このような治安の悪化は、短期的には改善の見通しはなく、むしろ今後見通し得る将来にかけて治安は一層悪化することが予想されます。更に、政治的には左右の不満分子による現在の交渉路線への反発の高まりも予想され、政治的指導者に対するテロ事件等によっては、国内で一挙に暴動的事態が生ずる可能性も否定できず、今後とも十分な注意が必要な情勢です。

この安全対策マニュアルは、このような状況の中で、在留邦人の皆様が日々の生活において、自分自身、家族、そして会社の安全をどのように高めることが出来るか、そして、暴動的事態に如何に対処するか、につき記したものです。単に、一読するだけではなく、実践することにより始めて非常時に効果を産むものであることを絶えず念頭において、熟読願います。

なお、このマニュアルは、日本大使館、日本人会安全対策委員会等の関係者により今回始めて作成されたもので、未だ完璧なものとは言えません。今後ともこのマニュアルを改善していくためには、皆様からの情報の提供、改善可能な点についてのご指摘が不可欠ですので、ご協力をお願いします。

1. 事態の想定

現在までのところ、日本人のみを対象とした政治的目的のテロ、誘拐、暴力事件の可能性が喫緊のものとしてあるという状況ではありません。しかし、政治的暴力事件に邦人が巻き込まれたり、他のアジア系と誤解されて暴力の対象とされる可能性、更には、政治的大暴動が発生する可能性は排除されません。

他方、一般犯罪の対象としては、豊かな日本人は正に狙われている状況です。日本人が現金をたくさん持ち歩いていることは、今や犯罪者にとって常識的知識であり、またこれが事実であるが故に、ヨハネスブルグ、ケープタウン、その他の観光地では日本人は格好

の標的となっています。更に、比較的ガードが浅いこと、銃等を保持しておらず反撃が予想されないこと等も、犯罪者の日本人に対する攻撃を助長していることも否めません。

以上に鑑み、本マニュアルにおいては、対象とする事態として次の2つを想定しました。

- (1) 防犯（窃盗、強盗、暴行、誘拐等の一般犯罪への対処）
- (2) 緊急事態対処（政治的暴動等への対処）

2. 基本的留意事項

一般犯罪にも緊急事態にも共通して留意していたほうが望ましい事項として次があります。

(1) 安全は、意識して確保するものであって、また、「金で買えるところは金で買う」の精神で対処する。（「日本人とユダヤ人」にあるような「水と安全保障はただ」の意識は極めて危険。）

(2) 基本的心構え

- (1) 自分、家族の安全は、自分達全員で守る（家族全員の意識高揚）。
- (2) 「予防」こそが最良の危機管理。悲観的に想定して準備する。
- (3) 「目立たない」、「行動のパターン化を避ける」、「用心を怠らない」が行動の3原則。
- (4) 住居地域の選択、及び、住居における3つの防衛線の確保（下記3.「防犯」参照）。
- (5) 現地社会に溶け込んで、治安情報、対日感情等に関する情報が常に得られるようなネットワーク作りが心がける。普段からの現地警察との接触も有益。
- (6) 通勤等頻繁に通る道については、経路を複数確保し、定時に定まった経路を利用することを避ける。自動車には質の高い防犯装置を付ける。
- (7) 万一身体に危険を感じる事態に遭遇した場合には、金品を失ってでも身の安全を図る（当国では銃を用いた凶悪犯罪が多い。物は失っても、保険があれば保証はある）。

(3) 情報の共有は、安全度を高め、迅速な対策をとる上で、極めて重要です。その観点から、次の3点を絶えず念頭において下さい。

(1) 暴動、大規模サボタージュ（騒乱）、テロ、誘拐、殺人等の発生を了知した場合、警察等への通報に加えて、速やかに大使館領事部に第一報、連絡する。

その際、可能な限り次の事項につき確認する。

- ・事件発生場所、日時
- ・事件の推移及び現状
- ・被害者（邦人の有無、氏名等）
- ・指導者・犯人（特徴、政治的グループ、誘拐の場合犯人の要求内容等）

(2) その他、治安、政治的動向等につき、邦人の安全に関わり得る情報を入手したときには、直ちに、大使館に連絡する。情報の重要性につき判断がつかないときは、まず連絡する、との方針で臨む。

(3) 不幸にも被害にあった場合には、大使館に被害届を提出し、以後在留邦人が事件を出るだけ未然に防止できるように協力する（被害届用紙末尾に別添）。

(4) 緊急連絡先の確保

各人が緊急連絡先リストを整備するとともに、電話機の前に置くとか、携帯する財布の中に入れておき、非常の際に迅速な行動がとれるようにして下さい。

- (1) 警察（パトロール）：10111（全国一律）
- (2) 救急車：999（全国一律）

- (3) 消防署 : 998 (全国一律)
- (4) 警備会社 : 各自手配、準備
- (5) 日本大使館 : 012-342-2100 (プレトリア)
021-25-1695 (ケープタウン事務所)
- (6) 各地域の警察署、病院、消防署については本資料末尾リスト参照。
- (7) 最寄りの知人宅の電話番号: 各自準備
(大使館には次の資料があります。資料部数が極めて限られているため配布出来ないものもあります。配布不可能な資料の場合には、資料を数日間貸与出来ますので、閲覧・コピーして下さい。詳しくは大使館領事部へご連絡下さい。)
- ・防犯の手引き (配布可能)
- ・海外赴任者のための安全対策小読本
- ・海外における脅迫事件対策 (配布不可能)
- ・海外における誘拐対策Q&A (配布不可能)
- ・海外旅行のご注意—安全のためのパスポート— (配布不可能)
- ・ビデオ「緊急事態発生—紛争、暴動、災害、あなたは生き残れますか?」、「誘拐—あなたも狙われている」、「脅迫—その時あなたは」、「海外旅行—あなたの油断教えます」、「こんにちわ領事—パスポート紛失」何れも配布不可能)

3.防犯

(1) 詳細は、「海外赴任者のための安全対策小読本」及び大使館で作成の「防犯の手引き」(ご希望の方は大使館領事部へ)をご参照下さい。

(2) 特に、安全な住宅地の選択、及び、住宅における3つの防衛線の確保に努めて下さい。これは、事務所にも当てはまります。設備により安全を買うことを真剣にご考慮下さい。また、電話線の切断の場合に備えて携帯電話(CELLULAR PHONE)の設置、警備会社に直結したアラーム(電話線切断の場合にも作動する無線タイプ)の設置、番犬の飼育、ガードマンの雇用も検討して下さい。

3つの防衛線の意味及び具体的対策は次の通りです。チェックリストに従って実際にチェックしてみてください。

(イ) 第一次防衛線

・外周の防衛線。独立家屋の場合は敷地境界線(塀、門等)。集合住宅の場合は共通の出入口(ロビー玄関の外側の扉)。

賊の侵入を防ぐ意味では、集合住宅(3階以上)の方が独立家屋より防衛性が高く、安全対策も比較的安価で済む。但し、3階以上でも、現地の消防救助活動の限界以内の高さとする。

○対策(チェックリスト)

(a) 独立家屋の場合

(1) 外塀

- ・高さや堅牢性は十分か、外壁を乗り越えられる箇所はないか
- ・外塀から直接住居の2階や屋根に忍び込み得る構造になっていないか
- ・外周に照明設備はあるか
- ・塀の上に障害(レーザーワイヤー、忍び返し等)が設置されているか
- ・侵入警戒装置、テレビ監視装置等が設置されているか
- ・外部から住宅内部が覗かれないか
- ・住宅を取り巻く四方の内三方が他の住宅に囲まれている物件が望ましい

(2) 門扉

- ・外塀の高さと堅牢性に合致しているか
- ・リモコンによる自動開閉装置があるか、または、堅牢な鍵があるか

- ・来訪者確認手段があるか（インターホン、テレビ監視装置等）
- ・周辺に照明設備があるか
- ・周辺に賊が身を潜める場所はないか
- ・門扉内部から外の安全を確認できるか

(3) 駐車場

- ・住宅敷地内にあるか
- ・車の出し入れが迅速かつ安全に行えるか
- ・駐車場の扉は人の出入口扉と区分されているか
- ・リモコンによる扉の自動開閉装置があるか
- ・駐車場内に賊が身を潜める場所はないか
- ・駐車場内に照明設備はあるか

(4) 庭

- ・庭と建物外周に照明設備はあるか
- ・敷地内に賊が身を潜める場所はないか
- ・樹木などは十分手入れがなされ、除草されているか
- ・2階や屋根に忍び込む際の手助けとなるものはないか
- ・梯子などが放置されていないか

(b) 集合住宅の場合

(1) 建物共通の出入口（玄関ロビー）

- ・建物内部には居住者以外のものが勝手に出入りできないような構造か
- ・全ての出入口は管理人または守衛により管理されているか
- ・全ての出入口は堅牢で錠前がついているか
- ・周辺に賊が身を潜める場所はないか
- ・出入口周辺に照明設備はあるか
- ・来訪者の確認が容易か（インターホン、テレビ監視装置等）
- ・夜間の出入口の管理は万全か
- ・守衛、カード読み取り機、テレビ監視装置等の管理は十分か

(2) 駐車場

- ・敷地内（外塀の内側）にあるか
- ・車の出し入れが迅速かつ安全に行えるか（守衛による駐車場扉の開閉、リモコンによる自動開閉）
- ・24時間体制で管理人または守衛により管理されているか（夜間の管理）
- ・周辺に賊が身を潜める場所はないか
- ・照明設備は十分か

(3) 建物

- ・警報装置はあるか
- ・防火設備、非常階段はあるか
- ・内外の照明は十分か
- ・賊が侵入し得る弱点はないか

(ロ) 第二次防衛線

- ・内周の防衛線。独立家屋の場合は住宅建物の外周（壁、扉、窓等）。集合住宅の場合は自分の占有する住宅部分の外周（隣の住宅、廊下、外部との間の壁、扉、窓等）。

○対策（チェックリスト）（独立家屋、集合住宅共通）

(1) 出入口扉（玄関）

- ・扉と扉の枠は頑丈か
- ・2つ以上の錠前とドアチェーンが付いているか
- ・扉に覗き穴、インターホン（監視テレビ付きが望ましい）等、訪問者を確認する手段が

あるか

- ・扉の周辺に窓（賊が手を伸ばして扉を開ける）がないか
- ・周辺に照明設備はあるか
- ・アラーム、センサーなどの侵入警戒装置はあるか

(2) その他の出入口

- ・扉と扉の枠は頑丈か
- ・アラーム、センサーなどの侵入警戒装置はあるか

(3) 窓

- ・窓と窓枠は頑丈かつ安全（ロックは確実）か
- ・独立家屋の場合、全ての窓に鉄格子が取り付けられているか
- ・集合住宅の場合、賊が侵入可能な場所がないか（テラス、階段などに近い窓には鉄格子が必要）

- ・天窓、トイレの小窓、クーラーの取り付け部などに鉄格子はあるか
- ・鉄格子は取り外されたり、押し曲げられたりされない強度か
- ・アラーム、センサーなどの侵入警戒装置はあるか
- ・緊急脱出の際、一部の窓の補強装置は内側から開閉できるか

(4) 建物

- ・建物全体として侵入できない構造か
- ・屋根、床下から侵入されない構造か
- ・アラーム、センサー（motion detectorを含む）等の侵入警戒装置はあるか、また、警報装置はあるか
- ・警戒・警報装置は警察または警備会社に直結しており、緊急事態の際には武装した警察または警備会社関係者が駆けつける体制になっているか

(ハ) 第三次防衛線

- ・第二次防衛線内に設けられた特別避難区域（通常主寝室等）。

○対策（チェックリスト）（独立家屋、集合住宅共通）

- ・特別避難区域への入り口は、鉄扉、鉄格子扉等の頑丈な扉で守られているか、また、夜間の施錠は可能か
- ・すべての窓に鉄格子が取り付けられているか
- ・壁、天井、床の強度は十分か
- ・電話があるか。電話線切断に備えて、携帯電話（CELLULAR PHONE）の設置、または、知人宅との間に小型無線機の相互設置を検討。
- ・緊急時に必要なもの、貴重品を保管する場所があるか、また、保管しているか
- ・室内に庭等を照射できる強力な懐中電灯を常備。
- ・サイレン付きハンドマイク、警笛等を常備。

(3) 車に関する注意事項（主な項目のみ。詳しくは資料「防犯の手引き」参照）

- (イ) 高品質の警報装置及び極力自動車電話を付ける。単にアラームが鳴っても最近では気にしない人が多いのが現状。インモビライザー（1分後にエンジンが止まる）、パニックボタン、ハンドル固定器具等も付ける。
- (ロ) 燃料は常にタンクの半分以上を心掛ける。
- (ハ) 路上駐車を避け、管理の十分な駐車場を利用。
- (ニ) 駐車の際は、車中に何も残さない（他人の関心を引くようなもの全て）。
- (ホ) 乗り降りの際の周辺の安全の確認。乗り込む際の車内（特に後部座席）の確認。
- (ヘ) 走行中のドアロック。同乗者全員による周囲の警戒。
- (ト) 夜間の赤信号で停車しないよう、先の信号を十分意識してコントロールした運転（信号停車中に銃を突きつけられて、車を奪われる例多数あり）。
- (チ) 交通量の多い大通りを利用。

(リ) 危険度は、乗り降りの際と車庫（駐車場）から幹線道路までの間が高い。自宅を出る前の周辺の確認、帰宅時も周辺の安全確認後車庫に入れる。

(ヌ) 車の番号、型式、色、エンジン番号、シャーシー番号等を控えておく。

(ル) 頑丈かつ馬力のある車を選ぶ。目立つ色は避ける。

(4) その他の留意事項

○来訪者に対する用心。

・ドアを開ける前に身元を十分確認。

・付近に不審者はいないか。

・知人であっても見知らぬ同伴者がいないか。

・配達人の場合、ドアの下から受取をもらいサインをして返す。荷物は、配達人が立ち去ったのを確認してからドアを開けて部屋に運び入れる。

・頼みもしない工事人の場合には、ドア越しに用件、事務所の電話番号を聞き、事務所に電話して確認した上で屋内に入れる。（プールの工事が終わって数日後、プールの機会の点検と称して訪問し、プール点検中に電話を使わせてほしいと要請し、屋内に入れた途端に強盗に変身して、被害にあったといった例等あり。）

○帰宅の際不審者が付近に潜んでいないか確認の上、自宅に入る。

・鍵の取り扱い（使用人に渡すべきでない鍵、紛失後の鍵の取り替え等）

・使用人に関する注意

・基本的に性悪説（使用人を信用しない）に立って対処する方が安全。

・警備意識の教育。

・良好な関係の維持。代々使用している者が信用できる。

・使用人が手引きをしたと見られる事件が相当ある。

・使用人を解雇したあとは特に注意する。

○休暇で留守にする際の対処。

・警備会社へのパトロール依頼。

・知人に時々電気をつけたり、ゴミを出したり、カーテンを開いたりを依頼。

・自動タイマー、感光式照明の設置。

○貴重品の所持、保管は分散する。長期留守中は事務所の金庫、または、自宅でもアラーム（赤外線モニター(MOTION DETECTOR)）のついた部屋に保管する。

○身の危険があるときは、ある程度手持ちの現金、腕時計、貴金属を渡して、身の安全を第一に図る。

・一部は賊が第2次防衛線内へ侵入した時に発見できる場所におく。

・残りは第3次防衛線内にまで侵入した時に渡す。

○家財保険への加入

○銃の保持については、銃自体が盗難の対象となりかねないので、その是非については十分現地の警察と協議する。

また、保持する場合には、銃の取り扱いにつき必要な訓練を十分積み、万が一にも不測の事故を起こさない。

○その他、地元警察に対し、治安情報、パトロールの現状、防犯等につき照会する。種々有益なアドバイスを得ることができる。

○事務所では、警備担当官を指名して、同官を中心に警備強化を図る。

○家庭、事務所では、3カ月に一回位の割合で警備訓練を行うことが望ましい。特に、警報機の音、無線通信の要領、避難経路、各人の役割等につき訓練。

モザンビーク【安全の基礎】
モザンビーク共和国
Republic of Mozambique

出入国時の留意事項

- 査証
必要。入国前に取得。
- 出入国審査
有効な旅券、査証が必要。イエローカード（黄熱病）は汚染地域を経由した場合のみに必要。
- 外貨申告
入国時に申告。
- 通関
審査厳重。

滞在時の留意事項

- 旅行制限
特になし。
- 写真撮影の制限
特になし。ただし、空港、その他政府建造物、軍事施設、国境地帯は撮影不可。

各種取締法規に関する留意事項

- 麻薬
禁止。
- 不法就労
外国人の就職は禁止。
- 治安維持
夜間外出制限等なし。
- その他特殊取締
身分証明書は常時携帯のこと。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項
特になし。

安全のためのひとくちアドバイス

治安は比較的良好だが、貴重品の管理に注意し、夜間外出は避けるべき。

健康上の留意事項

マラリア、住血吸虫症、肝炎等の予防手段を講じること。

緊急時の連絡先

〈警察〉 Tel.119

〈消防〉 Tel.198
〈救急〉 Tel.197 (赤十字 429554)

緊急時の言葉

(ポルトガル語)

「助けて」 = ソコーホ

「泥棒」 = ラドラン

「警察」 = ポリーシア

「救急車」 = アンブランシア

「日本大使館」 = エンバイシャード ド ジャパン

在外公館アドレス

●大使館

在モザンビーク大使館 (兼勤)

Ambassade du Japon, A/C Hotel Polana Mar 423-5, Avenida
Julius Nyerere 1380, Maputo, Republica de Mocambique
Tel.490489

モロッコ【安全の基礎】
モロッコ王国
Kingdom of Morocco

出入国時の留意事項

●査証

3カ月以内の短期滞在の場合、入国査証は免除されている。3カ月を超える長期滞在の場合にも、入国査証は必要ないが、入国後警察署で滞在許可証を取得しなければならない。

○ 長期滞在者が出張等で出国後、再入国する場合には、あらかじめ警察署で再入国査証を取得する必要がある。

●出入国審査

パスポート・コントロールで一般的なチェックが行われ、入国・出国スタンプが押される。

●外貨申告

原則として、入国時に外貨申告の必要はないが、外貨の不正入手が疑われる場合は、その入手経路を示す書類（両替の際の書付等）の提出が求められる場合がある。また、使い残したモロッコ通貨は両替証明書があれば、再び外貨に両替できる。

●通関

麻薬、爆発物、危険物および風俗・習慣上好ましくないもの（ヌード写真等）の所持について厳しくチェックされる。持ち込みおよび持ち出し禁止物が発見された場合には、その場で没収され、場合により拘留されることがある。

また、西サハラのモロッコ領有権の主張に反対するような出版物（実際には、フランス語のものに限られる。特に西サハラとモロッコ本土との間に国境を書いた地図に注意）は、観光案内書のようなものでも没収されたり、警察に連行され詰問されるようなことがあるので、持ち込まないように注意すること。

滞在時の留意事項

●滞在届

3カ月以上の長期滞在者は、最寄りの警察署に雇用契約書または滞在理由書、写真等を添付して滞在届を提出し、滞在許可証を取得しなければならない。

●旅行制限

特に、旅行制限地域はないが、アガディール以南の市町村入口では検問所が設けられ、西サハラ方面出入者を厳重に尋問および荷物の検査等を行っている。西サハラ問題が解決するまでは、同地域に敷設されている地雷の危険もあり、立入りは避けた方が無難である。

●写真撮影の制限

警察・軍事施設・回教寺院内および国境周辺の写真撮影は禁止されている。撮影許可は情報省・内務省・宗教省等の関係官庁に申請することにより付与されるが、許可されない場合も少なくない。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

通関時に厳しく荷物のチェックが行われ、麻薬所持者には禁固刑の重罰が科せられる。

また、通関等に際して嫌疑を避けるため、安易に他人の荷物を引き受けたりしないことが望ましい。

●不法就労

外国人が就労許可を保有せず不法就労していることが明らかになった場合、裁判にかけられ高額な罰金が科せられたり、国外退去を命じられることになる。

●治安維持

反政府出版物を流したり、公共物破壊を目的とした活動を行うと逮捕される。裁判では、通常禁固刑の厳しい処罰が科せられる。

●その他特殊取締

特に、交通違反の取り締まりが厳しく、警察官が主要交差点で交通の監視にあたっている。信号無視・追い越し禁止等、軽微な違反でも罰金が科せられるので、注意しなければならない。長期滞在の場合には、フランス、ベルギーの運転免許以外はモロッコの運転免許に切り換えなければならないが、短期滞在の場合には、国際運転免許で運転することができる。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

モロッコはイスラム教を国教とするイスラム国家であり、イスラム教およびその文化習慣を尊重することが大切である。カサブランカ、ラバト等の都市部では、欧米文化の影響によって、他のアラブ諸国に比べると一般的に風俗・習慣も開放的であるが、他方ではイスラムの習慣が守られており、公衆の面前での飲酒、女性の肌を露出したような服装は差し控えたほうがよい。国民性は概して温和で、ホスピタリティーに富むといわれているが、中には親しげに近づき、相手が気を許した際に金品を奪う者もいるので注意を要する。

安全のためのひとくちアドバイス

夜道の一人歩きや人通りの少ない路地の通行を避けるほか、荷物は絶対に手元から離さないよう注意すること。列車内における置き引きが最近特に多い。

車から離れるときには、車内には物を置かずトランク内に必ず入れるようにする。

また、観光客目当ての悪質なガイド（特に非公認ガイド）による盗難事件も起こっているため、安易に誘いにのらないこと。

カサブランカのメディナやマラケシコの大通りで、ひったくり事件が多いので注意を要する。

健康上の留意事項

モロッコの気候は、おおむね温和で過ごしやすいが、1年を通じて昼夜の寒暖の差が大きいため、戸外・室内への出入りが多いほど疲労度が高くなる。疲労が蓄積していると、食べ物の違いから下痢を起こしたり、ウイルス性肝炎にもかかりやすい。

飲料水については、なるべく生水を飲まないよう注意し、市販のミネラル・ウォーターを飲んだほうが安全である。

緊急時の連絡先

●ラバト

(病院)

Clinique Tour Hassan (クリニック・トゥール・ハッサン)

Tel.707905, 701723, 707837

Clinique Beansejour (クリニック・ボーセジュール)

Tel.780667

Hopital Avicenne (オピタル・アビセンヌ)

Tel.772871

●カサブランカ

〈病院〉

Clinique Al Hakim (クリニック・アルハキム)

Tel.818181

Clinique Val D'Anfa (クリニック・ヴァル・ダンファ)

Tel.361079, 362587

Polyclinique Notre-Dame (ポリ・クリニック・ノートルダム)

Tel.264316, 274434

〈警察〉 Tel.19

〈火災〉 Tel.15

〈電話案内〉 Tel.16

緊急時の言葉

「泥棒」=サッターク

「警察」=ポーリース

「痛い」=ケイショウトゥニー

「苦しい」=スハフトゥ

「火事だ」=ハリーカ

「救急車」=サイヤーラト・イスアーフ

「バトカー」=サイヤーラト・ル・ポーリース

「助けて」=アンナジュダ, アンナジュダ

「警察を呼んでくれ」=アーイトゥ・ポーリース

在外公館アドレス

●大使館

在モロッコ大使館

Ambassade du Japon, 70, Avenue des Nations Unies, Agdal, Rabat, Maroc

Tel.67-41-63~5

平成4年10月1日
在モロッコ日本国大使館

1. はじめに

モロッコは、現在のところ政情も安定し、治安の面でも一応は良好な状態を維持しています。しかし、窃盗・暴行等を始めとする犯罪や1990年のフェズの暴動のような事件が発生していることも事実です。本手引きが、当国在住の邦人の方々安全に生活できるための参考となれば幸いです。

2. 治安情勢一般

(1) 一般犯罪

ここ数年当地で邦人が直接巻き込まれた犯罪被害で当館に届け出されたものの大半は、路上でのひったくり・置き引き等の窃盗で、幸いにして、いわゆる凶悪事件の被害者はいませんが、最近では邦人が暴行を受ける事件も散見されますので十分な注意が必要と思われます。尚、1991年のモロッコの犯罪統計は次の通りとなっています。

・殺人 502件 ・傷害 79,028件 ・強盗 4,370件
・窃盗 21,270件 ・強姦 1,287件

(2) 民衆暴動等

最近の例では、90年12月一部の労働組合が賃上げ、待遇改善を求めて行ったゼネストを利用してフェズ市周辺の失業者が市内で投石、放火、略奪等を行い、多数の死傷者を出した事件があります。92年に入ってからには大学構内で散発的な暴動事件がありましたが、一般市民や日系人を含む外国人が巻き込まれる様な大事件は起きていません。しかしながら、当国では、失業問題等深刻な問題を未だ抱えており、今後これらの事件が発生する可能性は皆無とは言えず、日頃から新聞・テレビ・ラジオ等のニュースに最低限の注意を払う必要があります。

(3) 西サハラ問題

旧スペイン領西サハラの帰属をめぐるモロッコ政府と現地民族解放団体ポリサリオとの間で約17年にわたり軍事衝突が繰り返されてきたが、91年9月に国連の仲介により停戦が実現したものの、本件問題は未だ解決をみていません。同地域への邦人の立ち入りについては、同地域のステータスの観点及び国連の停戦監視下のあること及び両者が設置した地雷(かなりの数に上ると推定されるも埋設場所が不明確)の危険性等から極力近付かないようお願いしています。

3. 邦人の犯罪被害事例

邦人の犯罪被害例の主なものは次のとおりとなっています。過去の事例から、犯罪に対する防御策が見えてくるものと考えます。

- (1) 長距離バス、列車内で一瞬の隙を狙われ、荷物棚又は足元の荷物を持ち去られた。
- (2) バス・ターミナル、鉄道駅のプラットフォーム及びメディア等の雑踏の中で、手荷物を地面に置いた一瞬の隙を狙われ持ち去られた。
- (3) マラケシュの大通りで、新聞売りの子供達に囲まれ、そちらに気を取られている隙にウエストポーチから貴重品(金銭、パスポート等)を盗まれた。
- (4) 親しげに声をかけてきたモロッコ人宅に宿泊したが、翌日モロッコ人は荷物とともに姿をくらました。
- (5) 自宅前路上に車を止めていたところ、三角窓を破られ車内のラジオ等が盗まれた。
- (6) フェズを観光中、いきなり見知らぬモロッコ人から激しい暴行を受けた。おそらく前日ガイド料の支払いをめぐるトラブルを起こしたガイドの差し金であろう由。
- (7) 路上でたむろしていた若者達から「シノー」やじられ、石を投げつけられるなど挑発的な行為を受けたため、相手になったところ集団で暴行を受けた。

- (8) 自宅の塀を乗り越え侵入しようとしていた者を門番がを見つけ取り押さえた。
- (9) 故意に足を掛けて転がせ、助けるような振りをしてポケットから財布を盗んだ。

4. 防犯対策

以下は、犯罪を類型化し、その罪種別に防犯対策や心構えについて述べたものです。

(1) 空き巣等家屋侵入対策

- ・ 門扉の施錠を強化し、屋外灯は出来るだけ明るくし、庭の樹木の枝払をして家からの見通しを良くする。
- ・ 塀の周囲によじ登るのに都合の良いものはないか。
- ・ 窓に鉄格子を設置する。
- ・ 信頼のおける門番を雇う。

(2) 車上狙い対策

- ・ たとえドアのロックをしたとしても車内に携行品を置かない。
- ・ 監視人のいる場所に駐車する。
- ・ 警報装置を取り付ける。

(3) 置き引き、すり、ひったくり等

- ・ 所持品を常に視線外に置かない。
- ・ 他に気を引くような作為的と思われる事態に遭遇した時こそ、自らの所持品に注意する。
- ・ 貴重品（特に旅券）は、懐中保管が原則でウエストポーチ等身体の外に保管しない。
- ・ 馴れ馴れしく接してくる者には充分注意を払い、毅然とした態度で拒否する。

(4) その他

- ・ たとえ高級ホテルでも貴重品を部屋に置かない、その他大事なものはトランク内に鍵をかけて出掛ける。
- ・ 都市間を走るグランタクシーを使う場合は、トラブル防止のため、事前に料金の交渉をしておく。
- ・ 観光地を歩く場合は、公認ガイドを雇う方がよいが、一流ホテルのフロント等で依頼し、事前に料金の交渉をしておく。
- ・ 当国がイスラム教国であることから、女性については刺激的な服装や派手な振る舞いを慎むこと及び夜間の一人歩きを避けることも必要。

5. その他の留意事項

(1) 麻薬について

当国では、麻薬類の入手は比較的容易にできると言われており、一方、麻薬取り締まりに関する警察当局の姿勢には、厳しいものがあります。麻薬の使用や売買に関与した場合は、厳罰を課せられたり国外退去となることを認識し絶対に麻薬に関係しないようにすることが必要。

(2) モロッコの王室、政治体制に関して

当国では、国王及び王室を批判することはタブーとされています。従って、右批判に類する出版物等を当国に持ち込むこともトラブルの原因となりますので、充分注意して下さい。また、モロッコ人に当国政治体制及びイスラム教の批判を述べることも相応しくありません。

(3) 交通事故について

自分で運転する場合は、いわゆる防衛運転に徹することが重要です。一般的にモロッコ人の交通マナーは、車両・歩行者共に悪く、我々の常識では考えられない行動をするものが多々あります。

(4) 風俗取り締まりについて

ポルノ雑誌等猥褻物の持ち込みは禁止されています。また、婚姻関係にない女性とのホテルでの同宿も禁止されています。

6. 緊急時の連絡先

常日頃から仲の良い知人、隣人等と緊急連絡体制をとっておくことが必要ですが、ここでは公的機関を参考までにあげておきます。

(1) 日本大使館 07-67-41-63

(2) 警察 19

(3) 火災 15

(4) 病院

・ラバト

CLINIQUE DE LA TOUR HASSAN 07-76-79-05

CLINIQUE UNIVERSITAIRE 07-75-59-00

・カサブランカ

CLINIQUE VAL D'ANFA 02-36-10-79

POLYCLINIQUE NOTRE-DAME 02-26-43-16

*当国病院の救急医療体制は必ずしも万全とは言えず、救急移送の前に同病院に担当医が出勤しているかどうか事前に確認する等の注意が必要です。

リビア【安全の基礎】

社会主義人民リビア・アラブ国

Socialist People's Libyan Arab Jamahiriya

〈注〉 1994年1月15日現在、リビアには渡航自粛勧告および在留日本人への国外退避勧告が発出されている。

1992年4月からの国連制裁の結果、リビアへの航空便はすべて停止されており、出入国ルートは陸路チュニジアないしエジプト国境経由、あるいはマルタよりの海路に限られる。どうしてもリビアへの渡航が必要な場合、事前に外務省邦人保護課まで国連制裁のなりゆき、国内情勢等の現状を照会し、日程等を連絡しておくことが肝要。

また、出入国手続は必ずしも一定してないが、以下の諸点に留意する必要がある。

出入国時の留意事項

●査証

入国にあたっては、査証は必ず必要である。査証取得には通常2～3週間程度かかるが、場合によっては1～2カ月を要する場合もある。

●出入国審査

リビアへの出入国には、旅券へのアラビア語併記が義務づけられている（アラビア語併記は、外務省旅券課または近隣の在外公館で行っている）。

●外貨申告

入国の際、外貨申告は必ずしなければならない。またその際、強制的に500米ドル相当分の外貨を現地貨に交換させられる。ただし、就労査証で入国する場合、500米ドル相当分の現地貨強制交換が免除される場合がある。出国の際は、入国時に申告した持ち込み外貨書との照合が行われるので、収支の帳尻を合わせておく必要がある（リビア国内で買物等した際の領収書は、大切に保管しておく必要がある）。

●通関

荷物はすべて開けて検査する。酒、豚肉、リキュール入りの菓子・チョコレート、アルコール・けし・大麻が混入している調味料、ポルノ雑誌類の持ち込みは厳禁。

電化製品、ビデオテープ等はいったん税関で留め置き、通関検査のうえ、預り証と引き換えに後日引き渡される。

滞在時の留意事項

●滞在届

滞在期間が7日以上の場合は、最寄りの警察署に滞在登録する必要がある。ホテル等の宿泊施設では、手数料5リビア・ディナールでフロントでやってくれるところもある。必要書類は旅券のみ。

ビジネスおよび観光査証で入国した場合は、最高3カ月間滞在可能である。ただし、1カ月ごとに滞在期間の延長手続が必要。就労の目的をもって入国する場合は、手続きが複雑なため、最寄りのリビア大使館へ照会したほうが無難。

●旅行制限

内陸砂漠に行く場合は、デザートパスが必要。

また、軍関係施設を含む周辺や砂漠地方に行く場合は許可が必要となる場合が多く、注意を要する。

●写真撮影の制限

軍関係施設、政府関係の建物、空港、港湾、道路、橋梁、通信施設、婦女子およびスラム街の撮影は特に厳禁。それ以外はよいという明確な根拠がないので、屋外では遺跡等の

観光地を除き撮影は避けたほうが無難。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

処罰は重く、裁判の結果が出るまで長期間（ときとして数年）を要するので、身柄もそれに応じた期間刑務所に留置されることになる。

●不法就労

通常国外退去処分となり、財産も没収となる。

●治安維持

一般的な治安は比較的良好。ただし、反政府運動等に対する取り締まりは相当厳しく、秘密警察が各所に配置されており、密告制度もある。一番重い罰は死刑だが、一般的には社会から隔離するため相当長期間にわたって刑務所に留置させられ、親族等との面会も難しいと言われている。

●その他特殊取締

現地で第三人が事務所を構える際、その構成員のうちリビア人の占める割合が25%以上でなければならず、特に運転手については必ずリビア人でなければならないとする規則がある。これが守られているかどうか、当局による抜き打ち査察が行われることがある。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

ホテル、レストラン等での食事でも酒と豚肉は一切なし。

カダフィ大佐の「第3の理論」の実践の結果、女性の解放が進んでおり、女性の職場への進出は目覚ましく、洋装の女性も街でよく見かける。

安全のためのひとくちアドバイス

最近、車の盗難や若者が駐車中の車の中から金品を盗んだり、車に傷をつけたり、部品を一部はぎ取ったりする事件が起きているので注意が必要。

女性の暴行事件が散見されているので、婦女子の単独外出は避けたほうがよい。

秘密警察が政治運動を厳しく取り締まっており、第三人等を手先に使って情報収集の任に当たらせていることから、政治の話は禁物である。

当事者あるいは犯人に仕立てられる場合がありうるので、交通事故や火事現場へは近づかないこと。

スパイ容疑等で捕まるおそれがあるので、当局の許可なしで軍や石油関係の施設には立ち入らないこと。

健康上の留意事項

伝染病や風土病の心配はない。ただし、生水を飲むことは避け、湯ざましかベンガシールという炭酸入りのミネラル・ウォーターを飲むとよい。

夏期は高温で日射も強いので、サングラスや帽子を持参するとよい。また、現地のペースに合わせて十分休養を取る。

緊急時の連絡先

(日本国大使館) Tel.607462, 607463

(警察)

Alawsat Tel.35405

Lawial dahmani Tel.35985

(消防) Tel.48111~48115

(病院)

サラハディーンホスピタル Tel.902256 902258
セントラルホスピタル Tel.43061 39161/68
オイルクリニック Tel.800072~800073

在外公館アドレス

●大使館

在リビア大使館

Embassy of Japan, Organization of African Unity Road, Dhat Al-Imad,
Tower No.4, Halls No.1, Tripoli, Socialist People's Libyan Arab
Jamahiriya (P.O.Box 3265)
Tel.607462,607463

リビア「防犯の手引き」
治安防犯の手引き（改訂版）

平成2年10月

在リビア日本国大使館

はじめに

本手引き書はリビア在留邦人や出張者が犯罪、嫌疑等に巻き込まれないための諸対策の一例を示したものであり、同書には、リビア治安情勢の概況の他に、個別事犯毎にその具体的対策例を掲げた。又、個別事犯及びその対策の項では、リビアの事情を考慮して大きく次の三つに分類して述べてある。

1. 生命・身体の安全確保
2. 被嫌疑の防止
3. 盗難の防止

他方、これらの中にはリビアの特有な事情に基づくものも少なくなく、右については、邦人が被害者となり易いと考えられるところから詳述した。

なお、リビアにおける邦人が治安防犯対策を講じる上で、本手引き書が幾らかでも役に立てばと思う次第である。

I リビア治安情勢の概況

1. リビアは、生活必需品の多くを外国からの輸入に頼っているところ、近年経済困難を背景に外国製品の輸入を制限しているため、物資不足は恒常的となっており、右に伴って各種犯罪も増加している。中でも一番多いのが物盗りで、特に家電製品、自動車あるいは自動車のスペアパーツが盗難の主たる対象となっている。

2. 又、当地諸外国公館よりの情報によれば、人の留守を狙って住居に侵入し、貴重品や家電製品（カラー・テレビ、VTRデッキ、ラジオ等）を持ち去ったり、夜間人通りの少ない路上で、金品強奪を目的に外国人をナイフで切り掛かり怪我を負わせたりした事件も起きている。犯人は、何れも若年層による仕業と見られている由。

3. リビアにおいては、盗難は日常化しているところがあり、他方、暴行、殺傷等人命に関わる様々な事件は少ないとは言え、警察官に扮装したリビア人が職務質問をするふりをして、フィリピン人女性をはじめとする外国人女性を暴行したと言う話が散聞される事から女性は特に注意が必要である。これは、昼夜を問わない問題であり、夜は勿論の事、昼でも人通りの少ない所は避けるに限る。

なお、これまでに自動車や家電製品を盗まれた邦人又は邦人企業は一部存在するが、邦人が殺傷等の人命に関わる事件に巻き込まれたケースは、幸いにして現在までのところない。

II 個別事犯及びその対策

1. 生命・身体の安全確保

邦人が、リビアで生命・身体に危害が及ぶ事犯として考えられるものとしては、女性に対する暴行と一部に未だ残っているとされるリビア人婦女子を交通事故死等させた場合の「目には目歯には歯」式の応報が挙げられよう。前者については、一般化した話ではあるが、イスラム社会では結婚するには相当な経済的負担を強いられるため、特に青年層にとっては容易でなく、更には禁欲主義が貫かれている事も加わり、同年層の欲求不満は高いと言われていること、又外国人女性に対する好奇心が強いこととも関係していると言え

よう。この他に、誘拐・人質、通り魔的犯行等直接人命に関わる危険から身を守る一般的な対策についても、併せ以下に掲げる事とした。

- (1) 婦女子（邦人）の外出は、いかなる場合でも単独では絶対にしない。
- (2) 自動車を運転する際は、リビア人婦女子の道路横断等に対しては特に注意を払う。又、欠陥車が多い他、交通規則を遵守しないので特に一方通行路を逆行して来る車や急にセンターラインを超えてUターンする車には十分注意する必要がある。
- (3) 深夜の外出は、可能な限り避ける。
- (4) 治安上問題視されている場所等へは、絶対に立入らない。
- (5) 見知らぬ人の誘い（何処其処へ行こうというような事）には絶対に乗らない。
- (6) 見知らぬ人を絶対に同乗させない（リビアにおいては利用出来る交通機関が限られているせいか、路上でヒッチハイカーを良く見かけるが、これらもけして同乗させない）。
- (7) 挑発的な言動は厳に慎む。
- (8) 自宅等への見知らぬ来訪車に対しては、すぐに室内に招き入れないで、戸越しより質問等を行って、身元を確認し終えてからにする（マジック・アイがあれば、右を通して来訪者の人相、風体等を合わせ確認する。）。
- (9) 在宅の場合でも、出入口ドアには必ず施錠しておく。
- (10) リビア人は犬を嫌うため、一戸建住居の場合、防犯用に犬をかうのも一案である。

2. 被嫌疑の防止

リビアにおいては、特有な事情に基づいてあらぬ疑いから犯罪に仕立てられる場合が多々ある。邦人に関係する事件としては、スパイ容疑にかけられ易いのが写真撮影、禁制品とは知らずにうっかり持ち込むものにリキュール入りの菓子・チョコレートや調味料でも中にアルコール・けし・大麻が混入しているもの等がその代表例である。これらの事件に関係した場合は官憲によって身柄の拘束を伴う不当な取り扱いがなされ、裁判沙汰になるのが一般的である。又、政治運動家との接触とか政治に関する批判等が明るみに出た場合には、人命にも関わりかねない事態に発展する事も充分あり得る。即ち、リビアでは秘密警察が政治運動を厳しく取り締まっているため、リビア人又は第三人を手先に使って情報収集等に当たっており、うっかり政治の話も出来ないのが実情である。この種の件では、密告制度もある様で、報奨金目当てに罪のない者を陥れる場合も充分考えられる事から、特別の注意が必要である。

ここでは、これら一連の事犯或いは嫌疑を防止するための対策の一例を以下に掲げる事にした。

- (1) 無闇に写真を撮らない（特に、軍施設、政府関係の建物、空港、港湾、道路、橋梁、通信施設、婦女子、スラム街）
- (2) 通信機械等の存在を公然としてはならない（特に、リビア政府の許可なく持ち込んだものを使用している事が明るみに出た場合、第三国等のスパイと疑われかねない）。
- (3) 禁制品と類似の紛らわしい物品は、絶対に持ち込まない。
- (4) 政治運動化との接触は、絶対に避ける。
- (5) 邦人以外とは、リビアの政治について一切語らない（邦人同士でも、リビア人を含む諸外国人の面前でかかる種の話をしてはならないのは勿論の事である）。
- (6) 不法就労者の雇用は絶対にしない（第三人の中には、レジデンス・ビザを持たず不法にリビアに滞在してる者もいるので、邦人企業が第三人を採用するに当っては、この点を充分確認する必要がある）。
- (7) 官憲への申告、登録等の義務づけられているものには必ず従う（脱税と違法商行為等の嫌疑の対象となりかねない）。
- (8) 交通事故や火事現場へは近づかない（当事者或いは犯人に仕立てられる場合があり得る他、交通事故後放置された車に近づいたり、その中を覗き込んだりしていると窃盗犯と見なされかねない）。

3. 盗難の防止

最近経済不況や物資不足を反映して車や車中の貴重品等を中心とした盗難が多発している。ここでは、これらの盗難を未然に防止するとの観点からの対策の一例を掲げる事とした。

(1) 特に夜間の場合、車は路上を可能な限り避け、車庫に駐車する。車庫がない場合は、比較的人の往来の多い明るい場所に駐車する。

(2) 車から外に出る際は、施錠する事は勿論の他、持ち物は一切携行し、車中には何も置かない。

(3) 信号待ち等の間隙をぬって車のドアを開け、金品等を強盗するケースもあるので、車に乗ったら必ずドア・ロックをする。

(4) 可能な限り車にサイレン等アラーム機器を装着する。

(5) 特に夜間の場合、車から外に出る際は、スティック錠をハンドルとペダルとの間に施錠する。

(6) 家庭用エアコン（ウインドウ型）は簡単に外から外せないようになっているか、再確認が必要。エアコンの盗難は基より家屋侵入の恐れあり。

リベリア【安全の基礎】

リベリア共和国

Republic of Liberia

〔注〕 1994年1月15日現在、リベリアには渡航自粛勧告および、在留日本人への国外退避勧告が発出されている。

1993年7月に同国の紛争当事者間で和平合意がなされたが、現在も交通手段、電気、水道など公共サービスはほとんどマヒ状態のままになっている。首都モンロビアには外国軍隊が駐留し、治安維持に努めているが、反徒が占拠している国内全般は旅行できる状況にはない。

なお、参考までに1989年当時のデータを次に掲載する。

出入国時の留意事項

●査証

リベリア入国には査証が必要。在日リベリア大使館または第三国にある大使館で、査証と在留許可が得られる。入国目的によって滞在許可の期間が異なるが、たとえ1日でも入国する場合は、査証をあらかじめ得ておいたほうが無難。

規則的には7日以上滞在中の場合、入国日から48時間以内にモンロビア市内の入管局本部に出頭し、滞在許可の延長と出国査証を得なければならないとされている。

●出入国審査

入国に際しては、着陸前の航空機内でリベリアへの入国記録カードが手渡され、各人につき1枚記入し、空港内入国審査カウンターに旅券と一緒に提出する。その際、黄熱病予防接種証明書（イエローカード）の提示を求められる。滞在中のホテル、住所、入国目的等、簡単に質問されることもある。

出国に際しては、航空会社カウンター手続き終了後、出国税20米ドルまたは30リベリア・ドルを支払い、受領スタンプを搭乗券に押し付けてから、出国審査カウンターで、旅券、搭乗券、入国記録カードを提示する。その後手荷物検査へと進む。

外貨申告

出国時1000米ドル以上の持ち出しは禁止。リベリアは米ドルが通貨として使用されているが、米ドル紙幣の流通量は少ない。

●通関

鉄砲刀剣類、危険物、多量の貴金属、麻薬等は没収される。持ち出しについては前述の現金1000米ドルまでで、それ以上のものは銀行を通じ送金することとなっている。

滞在時の留意事項

●滞在届

常に滞在目的が何であるかを示す、外国人としての身分を証明できるものの携帯が必要。

●旅行制限

首都モンロビアには外国軍隊が駐留し、治安維持に努めているが、反徒が占拠している国内全般は旅行できる状況にはない。

●写真撮影の制限

軍事施設のほか、首都モンロビア市街、特に現地の人々が群がっているような場所の撮影はしないほうがよい。反感を買ったり金品を要求されることがあるので、十分注意することが必要。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬の取り締まりは厳しく、所持または販売した者は厳重な罰を受ける。

●不法就労

外国人が就職する場合、「ワーキング・パーミット」が必要であり、不法就労は官憲によって厳しくチェックされている。リベリアは失業率が高いことから、リベリア国民を職業に就けることが先決であり、外国人の就職は当然制限されている。

●治安維持

軍によるパトロールが24時間体制で行われている。

出版物で特に反政府的なものは、即没収、発禁処分となる。また、現地の人の集会等に不用意に参加したり、日本の国名を使用させたりすることは、日本・リベリア両国に迷惑となるので慎むべきである。

●その他特殊取締

特にレストラン等で反政府的発言や、黒人を卑下したりする発言、言動は厳に注意し、慎むべきである。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

宗教的には未開発地域（奥地）を除き、大部分がキリスト教である。

リベリアは植民地となったことがないため、国民はプライドが高いと言える。そのため、現地の人に対する言葉遣いには十分注意が必要。言葉は英語が公用語として使われているが、「ライベリアン・イングリッシュ」と言われる独特の発音で、理解するには相当な困難を伴う。また、時間にルーズなので、のんびりした気持ちで接しないと何事も先に進まないという国民性も、特記すべき事柄と言える。

安全のためのひとくちアドバイス

滞在中、昼夜を問わず安易な一人歩きはたいへん危険である。

特に、夜間は武装強盗が出没することもあるので、ホテルからの外出はなるべく避け、部屋の鍵もしっかりかけることが必要。

健康上の留意事項

リベリアは高温多湿な気候のうえ、衛生状態がきわめて悪く医療施設も不足しているので、日常生活における自己防衛が最も重要である。入国前にコレラ、黄熱病、破傷風、肝炎等の予防注射を受けること。また、滞在中はマラリアの予防薬を常用し、生水、生ものを口にしない。睡眠を十分取るよう心がけることが大切。

緊急時の連絡先

〈病院〉

カソリックホスピタル Tel.261688, 261330

〈警察〉 Tel.262025

緊急時 Tel.115

〈救急車〉 Tel.113

〈火災〉 Tel.114

在外公館アドレス

●大使館

在リベリア大使館

(一時閉鎖中。在ガーナ大使館において関係事務を扱っている)。



